年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

1	今回	のち	\sim ++	4.生	ÉΜ	畑亜
Ι.	- 5101	תאנט	つゼ	ハノマ	キひノ	似天

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立期間のうち、申立人のA事業所における資格喪失日は、昭和45年5月21日であると認められることから、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和40年5月から41年9月までの標準報酬月額を1 万8,000円に、41年10月から42年9月までの標準報酬月額を2 万2,000円に、42年10月から44年9月までの標準報酬月額を2 万4,000円に、44年10月から45年4月までの標準報酬月額を2 万6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月21日から49年9月1日まで

A事業所は、昭和40年5月からB職部門を下請制度とし、職人はほとんど辞めて下請会社(歩合制による一人親方を含む。)に移ったが、私は入社して日も浅く、本社の社員としてそのままC支店に残った。39年9月に入社してから申立期間も継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格喪失日が40年5月21日となっていることが納得できないので、申立期間の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 社会保険庁のオンライン記録では、申立人のA事業所における厚生年金保険 の加入記録は昭和39年9月28日から40年5月21日までとなっている。

しかしながら、申立期間のうち昭和40年5月21日から45年5月21日までについて、社会保険事務所が保管しているA事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人が当該事業所で39年9月28日に資格を取得し、45年5月21日に資格を喪失した旨の記録が確認できる。

また、当時の同僚二人は、「昭和40年5月に、C支店では当該事業所に係る B職部門が下請制度となって職人はみんな辞めたが、申立人は営業の人達と一 緒に会社に残っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、昭和45年5月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったものと認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、社会保険事務所が保管する A事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票及び申立人の同僚の記録から、 昭和40年5月から41年9月までの標準報酬月額を1万8,000円に、41年10月か ら42年9月までの標準報酬月額を2万2,000円に、42年10月から44年9月まで の標準報酬月額を2万4,000円に、44年10月から45年4月までの標準報酬月額 を2万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間のうち昭和45年5月21日から49年9月1日までについて、申立人は、 引き続いてA事業所に勤務していたと主張しているが、前述の同僚二人は、「申 立人の勤務状況は、45年頃より休むことも多くなった。時間も不規則で、自分 と同じ下請けとなったのではないか。」と供述している上、47年4月から勤務 している事務職員も、「私が入社した時には、申立人は下請職人であった。」と 供述している。

また、申立事業所の後継事業所であるA事業所は、当該期間については、当時の資料等も無いため不明と回答している。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立 人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主に より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成11年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月28日から同年3月1日まで

私は、平成11年2月28日付けでA事業所へ退職願を提出したが、社会保険庁の記録では、同年2月28日に厚生年金保険の資格を喪失したとされている。

申立ての際添付した平成9年1月分の給与支払明細書は、私がA事業所に入社したときのもので、入社した月から厚生年金保険料の控除額が記載されており、11年2月分の給与支払明細書においても厚生年金保険料の控除額が記載されている。

以上の状況であるので、A事業所における厚生年金保険の資格喪失日の記録を平成11年3月1日に訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成11年2月分及び3月分の給与支払明細書並びに A事業所から提出された同年分の賃金台帳により、申立人は、当該事業所に同年2月28日まで継続して勤務し、申立期間に係る同年2月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成11年2月分の給与支払明細書の厚生年金保険料控除額及び申立人の当該事業所における同年1月の社会保険庁のオンライン記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について平成11年3月1日と届け出るべきところを誤って同年2月28日と届け出たこと及び当該期間に係る保険料を納付していないことを認めており、その結果、社会保

険事務所は申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

和歌山国民年金 事案 479

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年2月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和32年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年2月から56年3月まで

私が20歳になった昭和52年2月に、亡くなった母が私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を家族の分と共に集金人に納付していたはずである。また、54年4月に結婚して以降、私の妻の国民年金保険料を納付していた母が、実の息子である私の同保険料を納付していないとは考えられない。いつかはっきりしないが、国民年金に加入したと母から聞いた記憶もあるので、納付記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「亡くなった母が、申立人の 20 歳到達時である昭和 52 年 2 月に 国民年金への加入手続をし、家族の分と一緒に国民年金保険料を納付してい た。」と主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 56 年 9 月 29 日に 払い出されており、この時点では、申立期間の一部は時効により納付すること ができない期間である。

また、申立人は、申立期間のうち 20 歳到達後間もない昭和 52 年 5 月 20 日から結婚直前の 54 年 4 月 7 日までA市町村に転居しており、この期間の申立人に係る国民年金保険料の納付記録は社会保険庁及びA市町村役場において確認できない。

さらに、申立人は、「昭和54年4月に結婚して以降、私の妻の国民年金保険料を納付していた母が、実の息子である私の保険料を納付していないとは考えられない。」と主張しているが、申立人の妻の国民年金手帳記号番号は結婚と同時期である同年5月に払い出されているのに対し、申立人への手帳記号番号の払出日は前述のとおり56年であり、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の母親が、申立人の結婚以降、申立人とその妻の保険料を合わせて納付していたとは考え難い。

加えて、申立人が、申立期間当時、国民年金保険料の集金人であったと記憶している者は、申立人がその当時の居住していた地区の集金には関与していなかったと供述している。

このほか、申立人の亡くなった母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山国民年金 事案 480

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年1月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 26 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年1月から59年3月まで

申立期間については、町内会の集金人を通じて家賃などと一緒に国民年金保険料を納付していた。申立期間が保険料納付済期間となるよう記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳(特殊台帳)によると、申立人は昭和50年1月1日に国民年金被保険者の資格を喪失しており、61年3月31日まで未加入となっていることから、申立期間は国民年金未加入期間であり、国民年金保険料を納付できない期間である。

また、申立人から提出された昭和54年1月及び56年3月の申立人の夫の給料袋に書かれた生活費の支出メモに、国民年金保険料に関する記載は無い。しかも、申立人は、当該支出メモに記載されている家賃等の金額に保険料が含まれているとしているが、54年1月及び56年3月の国民年金保険料は、申立人が納付したと主張している保険料と相当の隔たりがある。

さらに、申立人が当時居住していた公営住宅において、住居者が輪番で家賃等と併せて国民年金保険料を集金に来ていたことが、元住人の証言により確認できるものの、記録上、国民年金に未加入となっている申立人の保険料を9年以上の長期間にわたり集金していたとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付してい たことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 353

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月から53年8月まで

昭和52年9月から53年8月ごろまでA事業所で従業員として勤務していた。祝日、土日問わず2交代制で月23日ほど勤務し、給料は12万円から13万円であったと思う。勤務形態からしてもパートではなく、正社員雇用であり就職時より厚生年金保険にも加入しているはずであるので、当該事業所での厚生年金保険の加入記録がないのは、納得できず記録の訂正を申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所において就職時より厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていたと主張しているが、申立人から提出のあった昭和52年分給与所得の源泉徴収票において、52年9月から申立事業所に勤務していたことは確認できるが、社会保険料の金額欄に控除額の記入がされていないことから、当該事業所において、就職時より厚生年金保険に加入し給与から社会保険料が控除されていたとは認め難い。

また、申立事業所及び当該事業所の社会保険関係の業務委託先であった社会保険労務士事務所では、申立期間当時の関係書類を保管していないため、申立人の厚生年金保険の適用状況について確認することができない上、当時の人事総務担当者を含め、連絡がとれた同僚数人は申立人を記憶しておらず、申立人が記憶していた同僚一人からも、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる有力な供述は得られない。

さらに、社会保険事務所が保管する申立事業所に係る事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は見当たらず、健康保険証の整理番号に欠番も見られない上、公共職業安定所における申立人の雇用保険の記録においても、申立事業所での加入記録が存在しない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

和歌山厚生年金 事案 354

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和9年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年3月16日から同年9月5日まで

② 昭和26年2月1日から28年5月ごろまで

私は昭和25年3月から28年5月ごろまでA事業所で、職人として継続して勤務していた。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②が未加入と記録されている。証拠となる書類は無いが、勤務していたことは間違いないので申立期間の厚生年金保険の記録の訂正を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、同僚の供述から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間中に厚生年金保険被保険者記録があり、現在連絡の とれる二人の同僚は、「当時、雇用保険にはすぐ加入してくれたものの、厚生 年金保険への加入には半年ほどかかった。」と供述している。

2 申立期間②について、前述の同僚二人は、「事業所は倒産したため、事務職員を残し、昭和26年1月31日までには、みんなが会社を辞めた。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿でも、「昭和26年4月10日全喪」と記載され、3人を残して、同年1月31日までに全員が資格喪失となっていることが確認できる。

3 申立てに係る事業所は、既に倒産しており、申立期間①及び②に係る厚生年 金保険料の控除について確認できる資料は保存されていない上、有力な供述も 得ることができない。

また、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶が無い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年4月1日から23年11月末まで

② 昭和24年4月から25年1月25日まで

③ 昭和26年2月から同年6月中旬まで

申立期間において、申立期間①及び②についてはA事業所(同事業所は、 B事業所に社名変更。)で乗船しており、申立期間①の時に、負傷入院し、 保険証も使用した。

また、申立期間③については、船舶所有者は不明であるが、船員職業安定所の紹介で、C港からD港間で機帆船に乗船していた。

それぞれの期間について船員保険に加入していたはずなので記録の訂正 を希望する。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②について、社会保険事務所が保管する船舶所有者名簿によると、A事業所は船員保険の適用事業所としての記録は無く、B事業所の船員保険新規適用年月日は、昭和25年2月1日と記録されていることから、当該期間には、申立ての事業所は、船員保険の適用事業所とはなっていないことが確認できる。

また、申立人は乗船中に負傷入院した当時の状況や、B事業所が新規適用事業所となった際に船員保険の資格を取得している同僚の氏名を記憶していることなどから、同事業所にて乗船していたことは推認できるものの、申立人が記憶している同僚には、当該期間の船員保険の加入記録は無い上、死亡等により当時の状況が聴取できない状況にある。

さらに、事業主は、関係資料を保存しておらず当該期間の状況は不明であると回答していることから、申立人の船員保険料の控除について確認できない。

2 申立期間③について、申立人は、船員職業安定所の紹介で、C港からD港間で機帆船に乗船していたとしている。

しかしながら、E所轄地方運輸局は、当時の船員職業安定所での職業紹介状況について、資料が残っておらず当時の状況は不明であると回答している上、申立人は、当該期間の船舶所有者や同僚の氏名を覚えていないことから、申立人の勤務実態及び船員保険料の控除について確認することができない。

- 3 申立人は、当時の船員手帳を所持していないため、すべての申立期間における雇入、雇止記録等の確認ができない上、ほかに申立人がすべての申立期間における船員保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。
- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、すべての申立期間に係る船員保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。